2　「(1)≧10億円かつ(2)≧1,000人の場合又は(2)＞2,000人の場合において、(17)＞０のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき（(5)≧0.02又は0.01）又は（(3)＝(4)＝０）」の欄は、令和８年４月１日前に開始した事業年度にあつては「0.02又は」を消し、同日以後に開始する事業年度にあつては「又は0.01」を消すこと。

3　「同上以外の場合（(5)≧0.01）、(3)＞(4)）又は（(3)＝(4)＝０）」の欄は、令和８年４月１日前に開始した事業年度にあつては「(5)≧0.01）、」を消し、同日以後に開始する事業年度にあつては「、(3)＞(4)）」を消すこと。

4　「産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定（(5)≧0.02又は0.01）又は（(3)＝(4)＝０）」の欄は、令和８年４月１日前に開始した事業年度にあつては「0.02又は」を消し、同日以後に開始する事業年度にあつては「又は0.01」を消すこと。

別表六(二)の表中「(3)≧0.01)、(1)＞(2)）又は（(1)＝(2)＝０）」を「(3)≧0.02又は0.01)、(1)＞(2)）又は（(1)＝(2)＝０）」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

1　この表は、次に掲げる場合に記載すること。

(1)　租税特別措置法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同法第42条の４の２第２項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）において準用する場合を含む。）の通算法人（同法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人（(1)において「対象法人」という。）に該当するものに限る。）が同法第42条の４第８項第２号（同法第42条の４の２第２項において準用する場合を含む。(1)において同じ。）に規定する適用対象事業年度である同法第42条の13第５項に規定する対象年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、同条第７項第２号の規定により同条第５項の対象年度とされた事業年度。以下この記載要領において「対象年度」という。）において通算特定税額控除規定（同条第１項第１号又は第４号に掲げる規定をいう。(1)において同じ。）の適用を受ける場合（同条第７項第３号に規定する他の通算法人（対象法人に該当するものに限る。）が同法第42条の４第８項第２号に規定する他の事業年度において通算特定税額控除規定の適用を受ける場合を含む。）

(2)　所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（(2)において「令和８年旧措置法」という。）第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第18項において準用する場合を含む。）の通算法人（令和８年旧措置法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人（(2)において「旧対象法人」という。）に該当するものに限る。）が令和８年旧措置法第42条の４第８項第２号（同条第18項において準用する場合を含む。(2)において同じ。）に規定する適用対象事業年度である対象年度において通算特定税額控除規定（令和８年旧措置法第42条の13第１項第１号又は第３号に掲げる規定をいう。(2)において同じ。）の適用を受ける場合（租税特別措置法第42条の13第７項第３号に規定する他の通算法人（旧対象法人に該当するものに限る。）が令和８年旧措置法第42条の４第８項第２号に規定する他の事業年度において通算特定税額控除規定の適用を受ける場合を含む。）

別表六(二)の記載要領第１１号中「「(3)≧0.01)、(1)＞(2)）又は（(1)＝(2)＝０）　(4)」」を「「(3)≧0.02又は0.01)、(1)＞(2)）又は（(1)＝(2)＝０）　(4)」」に改め、同号ニ中「「(3)≧0.01)、」」を「当該通算法人の対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度（(1)及び(2)において「通算親法人事業年度」という。）が令和８年４月１日前に開始した事業年度である場合には「(3)≧0.02又は0.01)、」を消し、通算親法人事業年度が同日以後に開始する事業年度である場合には「0.02又は」及び「、(1)＞(2))」」に改め、同号ホ中「「、(1)＞(2))」」を「通算親法人事業年度が令和８年４月１日前に開始した事業年度である場合には「0.02又は」及び「、(1)＞(2))」を消し、通算親法人事業年度が同日以後に開始する事業年度である場合には「又は0.01」及び「、(1)＞(2))」」に改め、同号ロ中「第42条の13第７項第４号」を「第42条の13第７項第３号ロ」に改める。

別表六(四)の表を次のように改める。